



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小鳥町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★ 飼養衛生管理基準改定に伴う農場別飼養衛生管理マニュアルの作成について
 - ★ 家畜改良増殖法の違反事例について
 - ★ 農場の防疫体制の再確認
 - ★ 防疫措置完了について
 - ★ 令和2年度西部地域特定家畜伝染病防疫演習の開催
 - ★ 堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）
 - ★ 畜産農家におけるクロピラリド対策について
 - ★ 定期報告書の発送について
- 添付資料
- ★ 野生イノシシ豚熱感染エリア拡大



★飼養衛生管理基準改定に伴う農場別飼養衛生管理マニュアルの作成について

家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に基づき、令和4年2月1日までに、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルを作成する必要があります。

つきましては、農林水産省消費・安全局動物衛生課より、マニュアルの作成案について送付されましたので、添付 QR コード又は URL によりご確認ください。



マニュアルの作成につきましては、今後家保職員が飼養衛生管理基準の確認等でお伺いした際にご説明いたしますので、ご協力をお願いします。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-136.pdf

★家畜改良増殖法の違反事例について

先般、他県において、酪農家が種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬（ポニー）を他人の飼養する雌馬に交配を行ったという、家畜改良増殖法第4条第1項に違反する事案が確認されました。

他人の飼養する雌の家畜への種付けの用に供する牛、馬、豚の雄については、愛玩用として飼養する場合であっても、法第4条第1項の規定に基づき、種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受ける必要があります。

また、群馬県においては、他人の飼養する雌の家畜への種付けの用に供する山羊の雄についても、群馬県種畜検査条例に基づき、種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受ける必要があります。

種畜の種付け等による伝染性疾患等の伝播防止と、優良な種畜利用による家畜の改良増殖を推進するためにも、牛、馬、豚、山羊の雄を種畜として利用する場合には、種畜検査の受検をお願いします。

なお、自己の飼養する雌について行う種付けについては、この限りではありません。

★農場の防疫体制の再確認

豚熱ワクチンについては、接種しても100%免疫を獲得するわけではなく、ワクチン接種農場においても、ウイルスを外部から持ち込まない、持ち込ませない対策を併せて行っていく必要があります。令和2年11月から施行されている飼養衛生管理基準のなかで遵守状況が悪い項目は以下のとおりです。

農場防疫のために必須となりますので、**早急にご対応ください。**

- ・豚舎、堆肥舎、飼料敷料保管庫の開口部への網目2cm以下の防鳥ネット設置（飼養衛生管理基準：項目29） *R2.11月施行*
（すでにネットを設置していただいた農場でも定期的に点検を行い、破れた箇所や隙間が目立つ箇所の修繕をお願いします。）
- ・豚舎に出入りする際の長靴や作業衣の交換及び手指、一輪車等の消毒（人、物によるウイルス伝播リスクを低減）
- ・畜舎間の豚移動通路の消毒（飼養衛生管理基準：項目25、26、28）
- ・衛生管理区域に出入りする車両の消毒の徹底（飼養衛生管理基準：項目17）
- ・柵の設置等による衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置及び防護柵、豚舎周辺の除草、整理整頓（飼養衛生管理基準：項目23、32）

➤ 飼養衛生管理基準の遵守徹底



〔農場周囲への柵の設置〕



〔防鳥ネットの設置〕



〔畜舎周辺の整理整頓〕



〔専用の衣服・靴〕



〔車両消毒〕



〔靴、手指の消毒〕



外国からの従業員を受け入れていらっしゃる農家の皆様へのお願い

空港等で加熱不十分な肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが検出される事例が相次いでいます。国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを従業員に確認するようお願いいたします。また、母国のご家族等が肉製品等を日本に送らないように、従業員に周知いただきますようお願いいたします。

★防疫措置の完了について

9月26日に管内で確認された豚熱の防疫措置につきましては10月9日に完了しました。関係者の皆様におかれましては、家畜保健衛生所業務にご配慮いただきありがとうございました。

★令和2年度西部地域特定家畜伝染病防疫演習の実施

令和2年11月25日、高崎合同庁舎で、西部管内の市町村、農協、警察、県関係者等45名にお集まりいただき、高病原性鳥インフルエンザの机上演習を行いました。今般の豚熱発生の課題を踏まえ、今後に備えるよう多くのご意見を頂きました。



★堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）

農林水産省では、生鮮野菜を衛生的に保ち、微生物による食中毒の発生を防ぐため、「野菜の衛生管理指針」を作成しています。野菜の栽培に用いる堆肥については、以下の点に注意する必要があり、野菜生産者から問い合わせがあった際は情報提供（以下の管理ポイント等における堆肥生産工程の説明）のご協力をお願いいたします。

また、耕種農家に好まれる堆肥を生産するためにも、堆肥の生産方法について改めて検討してみてください。

【製造工程】

- 水分調整や定期的な切返しを実施し、十分な発酵をしているかどうか

内部まで空気を浸透させ、好気性発酵を促すためには、水分量を55～70%に調整することが好ましいとされています。また、発酵が不十分で有機物量が多い堆肥は、耕地還元した際に、畑の肥料分を微生物が消費してしまい、窒素飢餓の原因になるため、耕種農家は利用が難しいです。

・堆積物の内部温度を測定し、55℃以上が3日間続いていることを確認

家畜ふん中の食中毒を起こす菌の死滅には 55℃以上の温度を保つことが必要です。発酵が不十分な堆肥は、発酵熱も十分ではない事が懸念されるため、栽培衛生管理の面からも、利用されにくくなってしまいます。



※指針の詳細は

「https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/」をご参照ください。

★畜産農家におけるクロピラリド対策について

海外で使用されている除草剤成分（クロピラリド）が残留した輸入飼料（粗飼料、穀類、ふすま等）を家畜に給与すると堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が発生することがあります。クロピラリドが原因と疑われる生育障害の発生事例は、本県を含む19県より76例が報告されていますが、「被害を受けやすい作物」に一部変更がありましたので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。

	ナス科	マメ科	キク科	セリ科	ウリ科	その他
特に弱いもの	トマト類*	ダイズ エダマメ サヤエンドウ ソラマメ スイートピー クリムゾンクローバー	キク ヒマワリ マリーゴールド コスモス アスター ダリア			
弱いもの	ナス ピーマン シシトウ ペチュニア	サヤインゲン	エンダイブ トレビス シュンギク レタス類** フキ ヒヤクニチソウ	ニンジン		
中程度のもの	バレイショ タバコ	ラッカセイ アズキ リョクトウ ササゲ ルビナス	ゴボウ ペニバナ オステオスペルマム	セルリー バセリ イタリアンバセリ ミツバ	キュウリ メロン トウガン ニガウリ スイカ ズッキーニ	ソバ オクラ モロヘイヤ ツルムラサキ ヒユナ
強いもの						アブラナ科 ユリ科 ヒユ科 シソ科 ナデシコ科 ヒルガオ科 バラ科 トルコギキョウ パンジー プリムラ キンギョソウ
特に強いもの						イネ科

・表に記した試験を行った作物のほかに、トウガラシ（ナス科）、ガーベラ、メランポジウム（ともにキク科）でも生育障害の報告例があり、注意が必要です。

※変更例（レタス類：耐性中→耐性弱、ズッキーニ：耐性中に新規追加）

堆肥の供給に際しては、輸入飼料の購入先にクロピラリド使用の有無を確認し、クロピラリド残留の可能性がある場合は、堆肥利用者に対して被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えてください。

★定期報告書の発送について

令和3年の定期報告書について、1月下旬に発送予定です。飼養衛生管理基準の改定に伴い、様式等も変更点がありますので、十分確認の上、期限内の提出についてお願いします。

【提出期限】

令和3年3月19日まで

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

畜産業を既に廃業された方に本日よりが届きましたら誠にお手数ですが、当所までご一報ください。